

別表「対象となる手帳と等級」

● 身体障害者手帳

障がい名		本人運転	家族・介護者運転
視覚障害		1級から4級	1級から4級
聴覚障害		2級、3級	2級、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害、言語機能 又はそしゃく機能障害		3級 (喉頭摘出者に限る)	3級 (喉頭摘出者に限る)
上肢機能障害		1級、2級	1級、2級
下肢機能障害		1級から6級	1級から3級
運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級
	移動機能	1級から6級	1級から3級
体幹機能障害		1級から3級、5級	1級から3級
心臓機能障害		1級、3級	1級、3級
腎臓機能障害		1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害		1級、3級	1級、3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級	1級、3級
小腸機能障害		1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級	1級から3級
肝臓機能障害		1級から3級	1級から3級

● 療育手帳(三重県発行のものに限る)

障がい名	本人・家族・介護者運転
知的障害(療育手帳)	A1、A2、A最重度、A重度

● 精神障害者保健福祉手帳

障がい名	本人・家族・介護者運転
精神障害	1級

* 戦傷病者の該当等級は別途お問い合わせください。

* 有効期限が過ぎた手帳は対象となりませんのでご確認ください。療育手帳の場合は「次の判定月」、身体障害者手帳の場合は「再認定年月」(記載されている場合のみ)を有効期限とします。

【お問い合わせ先】

* 松阪市役所市民税課税政係
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 ☎0598-53-4026

【申請場所】

* 松阪市役所市民税課税政係 松阪市殿町1340番地1
 * 嬉野地域振興局地域住民課 松阪市嬉野町1434番地
 * 三雲地域振興局地域住民課 松阪市曾原町872番地
 * 飯南地域振興局地域住民課 松阪市飯南町粥見3950番地
 * 飯高地域振興局地域住民課 松阪市飯高町宮前180番地